

第2章 災害対応の態勢

【予防対策】

基本方針

- 1 市の体制を整備する
- 2 救出救助体制を整備する

基本方針 1 市の体制を整備する

1 初動対応態勢の整備

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 各部・施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部庁舎内の用途を指定する。 ○ 多摩市総合防災訓練等を実施する。 ○ 各種マニュアルを整備する。

□ 詳細な取組内容

1 本部庁舎内の用途の指定

- 事前に、会議室等の活用方法を定める。ただし、状況に応じて、適宜、再指定を行う。
- 応接室は本計画から除外する。

庁舎	階層	会議室名	用途
本庁舎	地下	男子休憩室	職員休憩用
本庁舎	地下	女子休憩室	職員休憩用
本庁舎	地下	健康相談室	職員救護用
本庁舎	1階（市民相談係奥）	相談室	市民相談用
本庁舎	1階（健康福祉部）	相談室（B棟）	福祉医療対策部本部用（福祉）
本庁舎	1階（健康福祉部）	相談室（A棟）	福祉医療対策部本部用（医療）
本庁舎	2階（健康福祉部）	相談室	福祉医療対策部本部用（福祉）
本庁舎	2階	ランチルーム	子ども対策部本部用
本庁舎	2階	課税課奥打合せスペース	住民対策部本部用
本庁舎	2階	防災対策室	災害対策本部室

庁舎	階層	会議室名	用途
			消防団・消防・警察・自衛隊・東京都・国土交通省・ライフライン等関係機関詰所
本庁舎	3階	特別会議室	災害対策本部長室
本庁舎	3階	記者控室	市民情報対策部本部用
本庁舎	3階	301 会議室 302 会議室	災害対策本部長室（リエゾン・各対策部連絡員が同席の場合）
本庁舎	3階	文書横打合せスペース	統括対策部本部用
本庁舎	4階	401 会議室	食糧物資調達対策部本部用
本庁舎	4階	第1委員会室	職員休憩用
本庁舎	4階	第2委員会室	職員休憩用
本庁舎	4階	理事者控室	職員休憩用
西会議室	1階	第1会議室	災害医療コーディネーター指揮所
西会議室	1階	第2会議室	災害医療コーディネーター指揮所
西会議室	1階	第3会議室	災害医療コーディネーター指揮所
西会議室	2階	第4会議室	応援機関控室
西会議室	2階	第5会議室	応援機関控室
西会議室	2階	第6会議室	応援機関控室
東会議室	2階	第3会議室	記者会見会場
東庁舎	1階	東庁舎会議室	復旧復興・給水対策部本部用 清掃対策部本部用
第二庁舎	1階	会議室	避難所施設対策部本部用
第三庁舎	2階	会議室	職員休憩用
その他の各打ち合わせスペース等		適宜、活用を図ること。	
全駐車場	関係機関専用（関係車両以外は駐停車禁止）		

- ※ 各団体の活動場所については、災害の状況及び庁舎の使用状況等を勘案し、指定する。
- ※ 災害対応の進捗状況に応じて、適宜、用途を変更して活用する。
- ※ 災害対策本部室とは、各対策部が集まり、各種情報収集を一括で行う場所
- ※ 災害対策本部長室とは、災害対策本部員が集まり、災害対策の意思決定等を行う場所

【多摩市庁舎の概要】

令和4年3月1日現在

項目	本庁舎	東庁舎	第2庁舎
構造	鉄筋コンクリート造・ 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造 ・一部鉄筋コンクリート造	軽量鉄骨造

項目		本庁舎	東庁舎	第2庁舎
建物規模		A棟地下1階地上4階 B棟地上4階	地下1階 地上2階	地上2階
面積	敷地	8,176.33 m ²	961 m ²	1,432 m ²
	延床	8,727.96 m ²	1,495 m ²	1,251 m ²
平常時の電気設備	電気設備	高圧受変電設備 6,600V	高圧受変電設備 6,600V	低圧受電設備 (電灯動力)
		高圧受変電設備 1箇所 設備容量：1,230KVA	高圧受変電設備 1箇所 設備容量：130KVA	
	給排水	上水1系統	上水1系統	上水1系統
		受水槽：タンク容量 57 m ³ 実貯水量 34 m ³ 高置水槽：13 m ³	受水槽：タンク容量 9 m ³ 実貯水量 6.5 m ³	直結給水

【多摩市庁舎の非常用発電装置の概要】

項目	庁舎系	防災系
所管課	総務契約課	防災安全課
設置年	1983年	1990年
出力量	120KVA	50KVA
燃料タンク容量	199ℓ	490ℓ
燃費（/時間）	25.36L	12.7L
無給油時発電継続時間	最大7.8時間	36時間～38時間
燃料	軽油	軽油
燃料補給方法	給油口から給油	給油口から給油
内燃機関（エンジン）	型番6 HAL（ヤンマー） 6気筒ディーゼルエンジン 排気量12,000cc	型番6D14（三菱自工） 6気筒ディーゼルエンジン 排気量6,600cc
電力供給先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明 ・ 給排水関係（各種ポンプ） ・ 排気ファン（電算室） ・ 排煙ファン（屋上） ・ 代表電話（内線は3時間程度使用可能） ・ 地下車庫シャッター ・ コンセント（B庁舎2F2個、3F4個、中央制御室関係） ※空調等への連動なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩市防災行政無線 ・ 東京都防災行政無線 ・ 災害対策室・無線室内の機器

2 防災訓練の実施

- 災害対応を円滑に実施するため、各機関相互及び市民との協力態勢の確立に重点をおく各種の訓練を実施する。
- 多摩市は、発災時に的確な行動がとれるよう職員の防災教育を積極的に行う。

(1) 総合防災訓練

① 目標

- 多摩市・防災関係機関及び地域住民が一体となり実効性のある総合的な訓練を実施し、参加機関、参加者の震災対応能力を向上させる。
- 総合防災訓練では、各機関相互の緊密な協力態勢を確立するとともに、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。

② 実施要領

次に掲げる事項について、実施要領を定め実施する。

ア 想定

大規模震災（震度6強）時の各機関との連携を図る想定とする。

イ 時期

一年を通じ柔軟に訓練日を設定する。（年1回）

ウ 場所

原則として、小・中学校、公園等を訓練会場とする。

(2) 水防訓練

① 目標

水防法等に基づき、市内河川の溢水、堤防決壊による氾濫時等における水防活動の習得を目的として、多摩消防署、多摩中央警察署、その他の防災機関と連携し実施する。

② 実施要領

次に掲げる事項について、実施要領を定め実施する。

ア 時期

原則として、毎年水防月間（5月）に実施する。

イ 場所

- 一ノ宮公園付近で実施するほか、中小河川の洪水も想定した場合は、水害の発生が想定される場所とする。
- 避難訓練を実施する場合は、避難所（各小中学校等）を活用する。

ウ その他

- 東京消防庁からの要請に応じ、東京消防庁水防訓練・第9消防方面本部水防訓練を合同で実施する。
- 必要により隣接市との合同訓練を実施する。

(3) 帰宅困難者対策訓練

① 目標

- 一時滞在施設と駅舎等との連携による帰宅困難者の受入れ等の対応要領の習熟を図る。
- 訓練を通じ「災害時駅周辺混乱防止情報連絡会」の連携を強化する。

② 実施要領

次に掲げる事項について、実施要領を定め実施する。

ア 時期

原則として年1回以上実施し、実施の時期は協定締結機関との調整による。

イ 場所

駅周辺及び一時滞在施設

ウ その他

図上訓練や通信訓練をもって実動訓練に代えることができる。

(4) 参集訓練

必要により市職員の参集訓練と防災研修会を実施する。

(5) 定期通信訓練

- 通信要領の習熟を図るため、毎週水曜日に無線機、東京都災害情報システム等の操作等の訓練を実施する。
- 実施要領等の細部については、毎年、通知する。

(6) 図上訓練

防災関係機関や民間講師等の協力の下に図上訓練を実施し、訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応の習熟を図る。

(7) 各種防災訓練及び職員の防災教育

- 各部（課・施設）は、あらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努める。
- 防災安全課は、各部（課・施設）の訓練実施に際して、積極的に支援し、訓練効果を高める。

(8) 職員の震災対策

- 職員は、率先して家庭内の家具類の転倒・落下・移動防止措置、必要物資の備蓄等の震災対策を行い、自身及び家族の安全を確保する。
- 多摩市は、事務所内（オフィス）の物品棚、書架、ロッカー、OA機器等の転倒・落下・移動防止対策を実施する。

(9) 各種マニュアルの整備

- 各部（課・施設）は、発災時に担当する業務を迅速かつ円滑に処理するためのマニュアルを整備する。また、必要の都度更新を行う。
- 防災安全課は、各部（課・施設）のマニュアル整備に際して、積極的に支援する。
- 防災安全課は、マニュアルが複数の部に関係する場合には、作成主体となる所属等を指定する。
- 防災安全課は、必要により、各部（課・施設）に対し、マニュアルの作成、修正を通知する。
- 各部（課・施設）は、マニュアルの策定前に総務部長（防災安全課経由）に事前協議を行う。

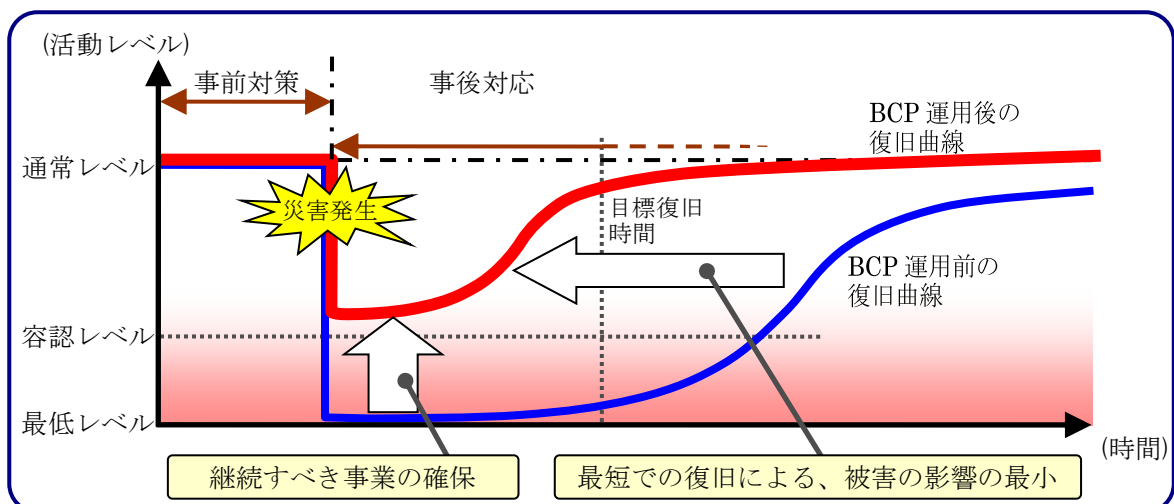
2 事業継続態勢の確保

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 部 各	○ 事業継続計画（BCP）を適宜更新する。

※ 多摩市は、平成23年2月にBCP策定し、令和元年11月に第2版を作成した。

- 1 BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。
- 2 その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。
- 3 事業継続の取組は、以下の特徴がある。
 - (1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
 - (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
 - (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
 - (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること。
 - (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
 - (6) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
- 4 BCPの策定に当たっては、多摩市地域防災計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検、課題を抽出して、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】



基本方針2 救出救助体制を整備する

1 消火・救助・救急活動態勢の整備

□ 対策内容と役割分担

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な態勢を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団員を確保する。 ○ 消防団資器材・分団本部施設等の整備を図る。 ○ 消防団員の教育訓練を行う。 ○ 地域等と連携した防災対策を推進する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に対応できる突発態勢の強化を図る。 ○ 緊急交通路等確保に必要な交通規制の整備を行う。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時、非常時における各種計画を整備する。 ○ 消防職員の教育訓練を行う。 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の構築を推進する。
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣計画等を整備する。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市消防団の消防活動態勢

- 消防団の存在と活動を積極的に広報し、消防団員の入団促進を図る。
- 消防団専用無線の配備を充実し、消防団の統制能力の向上を図る。
- 震災を踏まえた資器材の配備を充実し、消火・救助能力の向上を図る。
- 可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を概ね10年を目安に更新し、機動力の向上を図る。
- 新耐震基準以前に建設された消防団詰所の耐震化工事が完了したことから、発災後、迅速に消防団が、消火、救出・救助活動などを実施できるよう施設の老朽化に応じて、補修・改修等を実施する。
- 区画整理や大規模開発など、街づくり事業に合わせ、消防団活動用地（詰所用地を含む）の確保に努める。
- 地域特性に応じた活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- 団員の日常生活に配慮した訓練内容（時間、手法など）を検討、企画し、団員の負担の軽減を図る。

- 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて、消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 女性消防団員を積極的に活用し、女性の視点を取り入れた消防団活動を充実させる。

2 多摩中央警察署の救出救助態勢

- 災害時に対応できる突発態勢の強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにしておく。
- 災害時に迅速な救出救助活動が行えるように、多摩中央警察署救出救助部隊を編成し、平素から各種訓練を反復、継続的に実施し、災害対処能力の向上に努める。
- 発災直後から速やかに緊急自動車専用路を確保するため、交通規制に必要な資器材等の整備を図る。

3 多摩消防署の消防活動態勢

- 平時、非常時における各種計画を整備し、消防活動の円滑化を図る。
- 平時から、多摩市及び多摩市消防団との連携を強化し、震災時における消防活動の円滑化を図る。
- 消火活動や救助活動を効果的に実施するため、継続した訓練を実施し、部隊の技能を向上させる。
- 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士及び救急隊員の教育を充実するとともに、職員の応急救護能力の充実強化を図る。
- 高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。
- 震災時における消防業務に関する協定により多数傷病者の搬送補完態勢の確立を図っている。

4 自衛隊の活動態勢

- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。
- 東京都、防災関係機関等と連携した実践的な防災訓練の実施、参加により、その連携を強化する。

2 広域連携態勢の構築

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ オープンスペースの確保・整備を行う。 ○ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備を行う。 ○ ヘリコプター活動拠点の確保を行う。 ○ ヘリサインを整備する。 ○ 自治体間の災害時応援協定の新規締結を推進する。 ○ 受援態勢等の整備を図る。

□ 詳細な取組内容

1 オープンスペースの確保

- 公園や緑地等の調査を行い、オープンスペースの指定を検討する。
- オープンスペース利用計画を適宜更新する。

【オープンスペース利用計画（令和4年3月）】

	広域 避難場所	救出救助 活動拠点	ヘリコプター 緊急着陸場	陸上自衛隊 仮泊地	ボランティア 活動拠点	物資集積・ 輸送拠点	がれき置き場 ごみ集積所	応急仮設住宅 建設用地	一時遺体 安置所
愛宕東公園							○		
一ノ宮公園			○						
一本杉公園	○						○		
永山南公園		○		○					
貝取南公園							○		
貝取北公園							○		
関戸公園		○		○			○		
諏訪南公園							○		
諏訪北公園							○		
多摩中央公園	○							○	
多摩東公園・陸上競技場		○	○	○					
大栗橋公園							○		
大谷戸公園	○						○		
鶴牧西公園								○	
並木公園	○								
宝野公園			○						
落合南公園							○		
李久保公園							○		
和田公園							○		
都立桜ヶ丘公園	○								
総合福祉センター					○				
総合福祉センター2階駐車場									○
旧西落合中学校グラウンド									
旧豊ヶ丘中学校クラブハウス									○
旧永山第一給食センター						○			
市役所地下駐車場屋下部分						○			

※ オープンスペースの利用は、状況に応じて柔軟に対応する。

※ 多摩市防災まちづくり事業計画に定めるオープンスペース利用計画については、多摩市地域防災計画に準ずる。

2 大規模救出救助活動拠点等の確保

- 多摩市は、自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- 下表の公園を救出・救助活動拠点の候補地とする。

施設名	所在地	使用可能面積
関戸公園（グラウンド）	関戸 3-5 番地先	約 9,000 m ²
多摩東公園・陸上競技場	諏訪 4-9	約 13,000 m ²
永山南公園	永山 4-7-12	約 7,000 m ²

3 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

- 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- 下表の公園をヘリコプター緊急離着陸場所の候補地とする。
- 多摩南部地域病院・日本医科大学多摩永山病院から 5km 以内に、ヘリコプターの離着陸が行える、オープンスペースを確保する。

施設名	所在地
一ノ宮公園	一ノ宮 1049 番地先
多摩東公園・陸上競技場	諏訪 4-9
宝野公園	落合 5-5
府中カントリークラブ敷地内	中沢 1-41-1

※ 発災時には、被災状況や他の応急対策の状況を踏まえ、上表に限らず、適宜、柔軟に候補地を拡充する。

4 ヘリサインの設置

- 概ね中学校区に1箇所の割合で屋上防水工事等に合わせて順次設置を促進する。
- 平成14年から設置し、現在は、市内9箇所に設置している。
- 市役所、諏訪中学校、青陵中学校、豊ヶ丘小学校、多摩永山中学校、多摩消防署、
国士舘大学多摩キャンパス、落合中学校、南鶴牧小学校

※ ヘリサイン

航空部隊（特に他道府県の応援部隊）の道標として、防災拠点となる建物等の屋上部に施設名称などを表記するものである。航空部隊が防災上重要な施設を即時に特定できるとともに、上空からの情報収集において、ヘリサインの位置を基準として、被災場所と被災状況を正確に把握、報告することができる。



【ヘリサインの設置例・・・場所：多摩市役所屋上】

5 自治体間の災害時応援協定の新規締結

- (1) 他自治体から、迅速かつ円滑な支援が得られるよう、以下を踏まえ、協定を締結する。
 - 多摩直下地震が発生した場合でも、協定締結自治体に被害がない、又は、軽微であり、応援派遣の実効性があること。
 - 協定締結自治体が車両で多摩市へ進入が可能であること。
(発災後、先遣隊の準備、移動を含め、陸路で概ね24時間以内に到着)
- (2) 大規模災害を経験した自治体との協定締結を推進する。
- (3) 関東・甲信越地方を中心に、協定締結自治体が均等的に配置できるよう協定締結を推進する。

6 受援計画の策定及び支援態勢の整備

- (1) 受援計画とは、地域防災計画と業務継続計画（BCP）に定める業務を確実に実施できるよう、外部からの応援を最大限活用するためのものであり、地域防災計画と業務継続計画（BCP）を下支えする計画であることから、多摩市として、東日本大震災や近年発生している自然災害からの教訓を踏まえ、国等のガイドラインに基づき、早期に計画を策定する。
- (2) 他自治体が被災し、被災を免れた本市が他自治体を応援する場合の「支援態勢」（応援態勢）について、東日本大震災や熊本地震から得られた教訓等を踏まえて、整備する

態勢	主な検討課題
受 援 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況に応じた、ニーズ把握 ○ 支援先自治体との連絡調整 ○ 支援職員の受入れ態勢 ○ 支援職員の居住空間の確保 ○ 支援職員の配属先の調整 ○ 費用負担など
支 援 態 勢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援に係わる庁内の態勢整備（任務分担、調整機能） ○ 支援内容の区分と各内容に応じた手順の検討 ○ 被災地ニーズの把握（先遣隊の派遣、被災地との連絡調整） ○ 支援に係わる人的、物的資源の確保 ○ 派遣職員の支援態勢（情報提供、物資、メンタルケアなど）

※ 応援については被災地のニーズを把握し、多摩市として全部局が連携し、取り組む。

なお、任務分担の例示は、次のとおりである。

- ・ 支援業務に係る統括及び総合調整..... 防災安全課
- ・ 支援派遣者の選出..... 全所属
- ・ 支援派遣者の選定..... 防災安全課・人事課
- ・ 支援派遣に伴う個人装備品の用意（作業服等）..... 人事課
- ・ 支援に係る費用の拠出..... 財政課
- ・ 支援派遣に係る現金の取扱い..... 会計課
- ・ 支援に係わる報道対応等..... 秘書広報課
- ・ 支援業務に係わる雑務処理..... 全所属 など